

1. 有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針（平成28年総務省告示第417号）の改正概要

中小企業等経営強化法の改正に基づき、以下のとおり改正。

(1) 現状認識

有線テレビジョン放送事業者数等を最新の情報に更新。

(2) 経営力向上の内容に関する事項

他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合において、経営資源の組み合わせによって経営力向上を図る旨を追加。

(3) 経営力向上の実施方法に関する事項

現に有する経営資源に関する取組に加えて、他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に関する取組を追加し、事業承継に関する要件を追加。経営指標に関する要件は、現に有する経営資源を利用する場合と同様とする。

(4) 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

国は、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に雇用の安定に配慮する旨を追加。

また、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済の維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進する旨を追記。

2. 電気通信分野に係る経営力向上に関する指針（平成28年総務省告示第418号）の改正概要

中小企業等経営強化法の改正に基づき、以下のとおり改正。

(1) 現状認識

電気通信事業者数等を最新の情報に更新。

(2) 経営力向上の内容に関する事項

他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合において、経営資源の組み合わせによって経営力向上を図る旨を追加。

(3) 経営力向上の実施方法に関する事項

現に有する経営資源に関する取組に加えて、他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源に関する取組を追加し、事業承継に関する要件を追加。経営指標に関する要件は、現に有する経営資源を利用する取組と同様とする。

(4) 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

国は、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に雇用の安定に配慮する旨、地域経済の健全な発展に配慮するため、他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用することにより経営力向上をしようとする電気通信事業者等に対して、地域経済の維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進する旨を追記。

3. 地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（平成29年総務省告示第253号）の改正概要

中小企業等経営強化法の改正に基づき、以下のとおり改正。

(1) 現状認識

地上基幹放送事業者等の売上高等を最新の情報に更新。

(2) 経営力向上の内容に関する事項

他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合において、経営資源の組

み合わせによって経営力向上を図る旨を追加。

(3) 経営力向上の実施方法に関する事項

現に有する経営資源に関する取組に加えて、他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に関する取組を追加し、事業承継に関する要件を追加。経営指標に関する要件は、現に有する経営資源を利用する場合と同様とする。

(4) 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

国は、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に雇用の安定に配慮する旨を追記。